

## 富良野市景観条例（案）

### （目的）

第1条 この条例は、良好な景観の形成に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、景観法（平成16年法律第110号、以下「法」という。）の施行に関して必要な事項を定め、良好な景観の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、富良野市の景観を守り、育てることを目的とする。

### （基本理念）

第2条 良好な景観の形成は、「峰々の自然とくらしが共生する田園都市ふらの」をめざす姿として、自然環境と人々の暮らしとの健全な調和を図りつつ、市民の健康で快適な生活を確保しなければならない。

2 良好な景観は、その重要性の意義とともに現在の市民から将来の市民に継承されなければならない。

3 良好な景観の形成は、市、事業者及び市民がそれぞれの責務を自覚し、全力を尽くしてその実現を図らなければならない。

### （市の責務）

第3条 市は、法第2条に定める基本理念及び前条に定める基本理念（以下これらを「基本理念」という。）にのっとり、良好な景観の形成に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### （事業者の責務）

第4条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、その周辺の景観に十分配慮するとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

### （市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、地域の良好な景観の形成に努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

### （景観計画）

第6条 市は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、法第9条の規定に基づき、景観計画を定めるものとする。

2 市長は、景観計画を定めようとするときは、法第9条第1項から第5項までの規定（第3項の規定を除く。）によるほか、あらかじめ、第20条第1項に規定する富良野市景観審議会の意見を聴かななければならない。

3 前項の規定は、景観計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

### （行為の届出等）

第7条 法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出又は同条第5項の規定による通知（以下「行為の届出等」という。）は、規則で定めるところにより行わなければならない。

2 法第 16 条第 1 項第 4 号の条例で定める行為は、屋外における土石、再生資源、建設資材、その他物件の堆積（工事中現場資材等の一時的なものを除く。）とする。

（行為の届出等に係る添付図書）

第 8 条 景観法施行規則（平成 16 年国土交通省令第 100 号）第 1 条第 2 項第 4 号の条例で定める図書は、平面図その他規則で定める図書とする。

（適用除外行為）

第 9 条 法第 16 条第 7 項第 11 号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 法第 16 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する行為（同項第 2 号に掲げる行為にあっては、規則で定める工作物に係る行為に限る。）のうち、規則で定める規模以下のもの

(2) 農業及び林業並びに畜産業を営むために行う行為

(3) 他の法令又は条例の規定に基づき、許可、認可、届出等を要する行為のうち、規則で定めるもの

（特定届出対象行為）

第 10 条 法第 17 条第 1 項に規定する特定届出対象行為は、法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる行為とする。

（事前協議）

第 11 条 景観計画区域（法第 8 条第 2 項第 1 号に規定する景観計画区域をいう。）内において行為の届出等をしようとする者は、当該届出を行う前に当該行為の設計、施工方法等について、市長に協議しなければならない。

（事前公開）

第 12 条 法第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出をしようとする者（以下「届出者」という。）は、関係住民等へ当該届出に係る行為の内容について、説明会等の方法により、事前に公開しなければならない。

2 届出者は、説明会等を行ったとき、規則で定めるところにより、その結果を市長に報告しなければならない。

3 届出者は、規則で定める標識に所定の事項を記入し、事業予定地の公衆の見やすい場所に設置して、当該届出に係る行為を 2 週間以上公開しなければならない。

（勧告又は変更命令の手続）

第 13 条 市長は、法第 16 条第 3 項の規定による勧告をしようとするとき又は法第 17 条第 1 項若しくは第 5 項の規定により必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ、富良野市景観審議会の意見を聴かななければならない。

（良好な景観の形成を阻害する物件に対する措置）

第 14 条 市長は、次に掲げる事項に該当する建築物又は工作物等で、良好な景観の形成を著しく阻害していると認められるものがある場合は、その所有者又は管理者に対し、必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(1) 損傷、腐食等により外観の大半が損なわれており、現に使用又は維持管理をされていないこと。

(2) 外観が損なわれている状況を国道若しくは道道又は鉄道路線において運行する車両から容易に認識できること。

(3) 市民等から意見があり、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがあると市長が認めたもの

2 市長は、前項の規定により要請しようとするときは、あらかじめ、富良野市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(良好な景観の形成を図るための事項への配慮)

第 15 条 景観計画区域において、法第 16 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為をする者は、景観計画に定める良好な景観の形成を図るための事項に配慮しなければならない。

(景観重要建造物の指定)

第 16 条 市長は、法第 19 条第 1 項の規定により景観重要建造物を指定しようとするときは、同条第 2 項の規定に定めるもののほか、あらかじめ、富良野市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第 17 条 法第 25 条第 2 項の規定により条例で定める管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。

(1) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を変更することのないようにすること。

(2) 消火設備の設置その他の景観重要建造物の防災上の措置を講ずること。

(3) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定めるもの

(景観重要樹木の指定)

第 18 条 市長は、法第 28 条第 1 項の規定により景観重要樹木を指定しようとするときは、同条第 2 項の規定に定めるもののほか、あらかじめ、富良野市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第 19 条 法第 33 条第 2 項の規定により条例で定める管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。

(1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、剪定その他の必要な管理を行うこと。

(2) 景観重要樹木の滅失又は枯死を防ぐための措置を行うこと。

(3) 前 2 号で掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定めるもの

(富良野市景観審議会の設置)

第 20 条 富良野市における良好な景観の形成の推進を図るため、富良野市景観審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- 2 審議会の所掌事項は、次の事項について調査及び審議するものとする。
  - (1) 審議会は、市長の諮問に応じ、景観形成に必要な事項
  - (2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事項
- 3 審議会は、良好な景観の形成に関し必要と認める事項を建議することができる。  
(組織)

第 21 条 審議会は、12 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内の各種団体の推薦を受けた者
- (3) 市民（公募による。）  
(委員の任期)

第 22 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
(会長及び副会長)

第 23 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、その職務を代理する。  
(会議)

第 24 条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。  
(委任)

第 25 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(規則への委任)

第 26 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 月 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際、現に北海道景観条例（平成 20 年北海道条例第 56 号。以下「道条例」という。）の規定に基づいてなされた処分、手続、その他の行為は、この条例の相当規定に基づいてなされた処分、手続、その他の行為とみなす。
- 3 第 6 条の規定により景観計画を策定するまでの間、道条例に基づく景観計画は、同条の規定により定めた景観計画とみなす。

4 この条例の施行日から第6条の規定により景観計画を策定するまでの間、法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、道条例に規定する行為とする。

(富良野らしさの自然環境を守る条例の廃止)

5 富良野らしさの自然環境を守る条例（平成2年条例第21号）は、廃止する。